

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、「社業の発展を通じて社会に貢献する」ことを経営理念に掲げており、株主、顧客をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の全てのステークホルダーから評価、信頼される企業を目指しております。
また、監査役、取締役会等による経営監督機能の充実と、内部統制システムの整備によるリスク管理と説明責任の遂行、及びコンプライアンス徹底のための施策を通じて、公正で透明性のある企業活動を実現することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	62,140,000	5.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	60,986,000	5.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	50,771,000	4.80
鹿島昭一	31,369,422	2.97
鹿島社員持株会	24,083,200	2.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	23,798,000	2.25
株式会社三井住友銀行	17,742,663	1.68
石川ヨシ子	15,592,835	1.47
財団法人鹿島学術振興財団	14,470,312	1.37
第一生命保険相互会社	13,666,000	1.29

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	建設業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1兆円以上
親会社	なし
連結子会社数	50社以上100社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社では、社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役機能の充実により実効性の高い監査がなされることによって、経営の客観性および中立性が確保されているものと考えます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数 更新	4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画について説明を受けるとともに、定期的に監査結果の報告並びに説明を受け、十分に意見交換をしております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社では、内部監査部門として監査部を設置し、業務執行部門とは独立した立場から、会計及び業務活動に関する適正性等につき、グループ会社を含めて随時必要な内部監査を実施しております。監査役は、監査部から監査計画、方法、範囲について説明を受けるとともに、監査結果について定期的に報告並びに説明を受け、情報や意見の交換を行うなど緊密な連携を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
中村 金郎	他の会社の出身者								○	
荒木 浩	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
中村 金郎	常勤監査役	株式会社三井住友銀行常任監査役、三井住友カード株式会社常務執行役員等の要職を歴任し、人格、識見ともに高く、コーポレート・ガバナンスの充実に向け、当社の業務を適正・厳格に監査するに相応しいため。
荒木 浩	東京電力株式会社顧問であり、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社三井住友銀行及び株式会社	東京電力株式会社社長、同社会長、日本経済団体連合会副会長等、経済界の要職を歴任し、人格、識見ともに高く、コーポレート・ガバナンスの充実に向け、経営者として

テレビ東京の社外監査役であります。

の観点から当社の業務を適正・厳格に監査するに相応しいため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

社外監査役は、取締役会をはじめとする重要会議に出席するほか、監査役会等において常勤監査役から監査結果について報告を受け、必要に応じて意見を述べるなどの活動を行っております。なお、2008年度に開催された取締役会15回のうち、中村金郎氏は全てに、荒木浩氏及び小堀樹氏(2009年9月30日退任)は12回に出席しております。また、3氏ともに2008年度に開催された監査役会8回の全てに出席しております。当社は、1992年における副社長(当時)らによる茨城県知事(当時)への贈賄事件の有罪が2009年1月に確定したことに伴い、2009年3月に建設業法に基づく営業停止処分を受けました。社外監査役の3氏は、いずれも、上記事件の発生後に当社監査役に就任しており、就任以来、他の監査役とともに、取締役会及び監査役会等を通じて、法令の遵守状況を監視し、内部統制が有効に機能しているかを点検するなど、適正に職務を遂行しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

期間業績を反映し、取締役報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
------	---------------------

開示状況	全取締役の総額を開示
------	------------

該当項目に関する補足説明

直前事業年度である2008年度(自2008年4月1日至2009年3月31日)に係る当社の取締役及び監査役に対する報酬等の額は以下のとおりであります。

(区分) 取締役 (人数) 13名 (報酬等の額) 473百万円
(区分) 監査役 (人数) 5名 (報酬等の額) 107百万円
(区分) 合計 (人数) 18名 (報酬等の額) 581百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、監査役の職務を補助すべき組織として「監査役室」を設置しており、社外監査役に対しても必要な情報の伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

◇業務執行

当社は、監査役制度採用会社であります。取締役会は原則として毎月1回、その他必要に応じて開催し、経営の基本方針、法定専決事項、その他経営に係る重要事項等に関する審議・決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督、経営計画の進捗状況の確認等を行っております。また、当社は、経営・監督機能と業務執行機能の分離・強化及び経営の効率化・迅速化を目的として、執行役員制度を導入しております。さらに、当社は業務執行の効率性を高めるために、「経営会議」と「特別役員会議」を設置しております。「経営会議」は、取締役及び一部の監査役・執行役員から構成し、経営上の重要課題について審議・報告等を行っております。「特別役員会議」は、取締役、監査役及び執行役員から構成し、取締役会・経営会議での決議・報告事項を周知するとともに、業務執行状況の報告・評価等を行っております。なお、取締役会の議長は会長が、経営会議及び特別役員会議の議長は社長が担っており、それぞれ意思決定及び監督機能と全般的な業務執行に責任を持つ体制としております。

◇監査役監査

社外監査役を含む4名の監査役が、監査役直属の監査役室スタッフを活用しながら、取締役会その他重要会議への出席などを通じ、取締役の業務執行の適正性、妥当性について監査を実施しております。監査役、監査部、会計監査人は、それぞれの間で定期的な連絡会を開催して情報を交換するなど連携を密にし、監査の有効性及び効率性の向上に努めております。

◇会計監査人

当社は、会計監査人として、監査法人トーマツを選任しております。同監査法人及び当社の監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はなく、同監査法人からは、独立監査人としての公正・不偏な立場から監査を受けております。2008年度において監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成、並びに2008年度に係る当社の同監査法人に対する報酬等の額は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	指定社員 業務執行社員 大高俊幸、大中康宏
監査業務に係る補助者の構成	公認会計士5名、会計士補等6名、その他1名
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	95百万円
上記以外の業務に基づく報酬	10百万円

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会にふさわしい広さと設備、環境を確保するため、2006年開催の定時株主総会から開催場所をホテル施設に変更するとともに、ビジュアル化を実施いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表に合わせて定期的を開催(第1四半期、第3四半期はテレフォン・カンファレンス)。また、アナリストや機関投資家の要望に応じて、担当役員および担当者による個別ミーティングを実施するとともに、建設現場・自社開発案件の見学会を定期的を開催。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催のカンファレンス(主としてOne-On-Oneミーティング)に定期的に参加。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料、FACTBOOK、四半期決算・受注関連資料などを掲載。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内に「IRグループ」を設置。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーとの円滑な関係を構築するため、企業行動規範において積極的な社会貢献並びに企業情報開示の促進を定めております。また、「顧客志向の徹底」を基本方針として、お客様本位の観点から事業活動を強化することとしております。さらに、労働協約に基づく労使懇談会の定期的な開催、企業倫理通報制度、心の電話相談窓口等により快適で公正な職場環境の維持を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では「良質なインフラや建物・サービス等の提供という本業を通じて社会に貢献すること」をCSRの原点として掲げており、一人ひとりの持ち場でCSRの考え方と業務が一体となるよう、鹿島グループの役員・従業員に「鹿島グループのCSR読本」を配布するなど、誠実・公正な企業活動の推進に努めております。また、ステークホルダーとのコミュニケーションを促進するため、環境はもとより社会性への取り組みについて幅広く掲載した「鹿島CSR報告書」を発行するとともに、ホームページの充実、アニュアルレポート、会社案内等により情報の提供を行っております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

◇当社は、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、「鹿島グループ企業行動規範」を定めている。また、社長を委員長とする「企業行動委員会」を設置し、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図っている。
- (2) コンプライアンスの所管部署である法務部が、コンプライアンス・マニュアルの策定、全役員・従業員等を対象とする研修の実施等によりコンプライアンス体制の整備及び維持を図るほか、必要に応じて各分野の担当部署が、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行う。
- (3) 業務執行部門から独立した内部監査部門である監査部が、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。
- (4) 法令上疑義のある行為その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、企業行動監理室を窓口とする企業倫理通報制度を整備している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議等の議事録、並びに稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、「文書取扱規則」及び「情報セキュリティ規程」に基づき適切に保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制を整備するために、リスク管理に係る規程を定める。
- (2) 社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針の決定、及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行う。
- (3) 支店・事業部門及び本社の各部署にリスク管理責任者を配置し、各部署において自律的なリスク管理を行う。
- (4) 重要な投融資等に関わるリスクについては、専門委員会において、リスクの把握と対策の審議を行う。
- (5) 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「危機対策本部」を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- (6) 業務執行部門から独立した内部監査部門である監査部が、リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2) 取締役会から委嘱された業務執行のうち重要事項については、社長を議長とし毎週1回開催される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (3) 経営の健全性及び効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役員の責任範囲を明確にしている。
- (4) 全社及びグループ会社の目標値を年度目標として策定し、それに基づく業績管理を行っており、毎月1回開催される「特別役員会議」において、達成状況の報告、評価を行っている。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として「鹿島グループ企業行動規範」を定めるほか、グループ各社でコンプライアンス・マニュアルの策定、企業倫理通報制度の整備、研修の実施等、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用する。
- (2) 経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、グループ会社における重要事項の決定に関して当社への事前協議・報告を求めるほか、必要に応じ、当社の役員・従業員をグループ会社の取締役・監査役として派遣し、適切な監督・監査を行う。
- (3) グループ会社は、当社からの要求内容が、法令上の疑義その他コンプライアンス上問題があると認められた場合には関連事業部（若しくは海外法人統括部）に報告するほか、その従業員等は企業倫理通報制度により自社又は当社の窓口に通報することができる。
- (4) 監査部は必要に応じてグループ会社を監査する。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役職務を補助すべき組織として監査役室を設置しており、監査役の指示に従いその職務を行っている。
- (2) 監査役室に所属する監査役補助者の人事異動、評価については、監査役と事前に協議する。
- (3) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 監査役は経営会議等の重要会議に出席することができる。
- (3) 監査役職務執行のための環境整備に努める。

8. 財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価のための体制

当社グループにおける財務報告に係る内部統制を適正に整備、運用及び評価するために、「内部統制評価規程」を制定するほか、内部統制の有効性を評価、審議する機関として「財務報告に係る内部統制評価委員会」を設置する。

◇反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「鹿島グループ企業行動規範」において、反社会的行為の根絶に向けた基本的方針を定め、暴力団対策法等の趣旨に則り、暴力団等からの不当な要求に応じたり、あるいは暴力団等を利用する反社会的行為は行わないことはもとより、市民に脅威を与える反社会的勢力・団体とは断固として対決することとしております。

総務・人事本部総務部内に不当要求防止責任部署として企業行動監理室を設置し、社員を対象とした不当要求対応研修会の開催や対応マニュアルの配布等を通じて、有事対応体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、2005年度に、経営・監督機能と業務執行機能の分離・強化、及び経営の効率化・迅速化を目的として執行役員制度の導入等経営機構改革を実施しておりますが、今後その効果を検証し、必要に応じて見直しを行っていくこととしております。

